

武器輸出禁止規範の形成と限界

要約

いなざわひろゆき
稲澤 宏行

本論文の目的は、戦後日本の武器輸出管理政策を事例として、武器輸出禁止規範が政策形成に与えた作用とその限界を明らかにすることである。近年、政治学・国際政治学の領域では「規範(norm)」が政策形成に与える影響について注目がされている。なかでも国際政治学を出発点とする「構成主義(Constructivism)」は、従来のリアリズムやリベラリズムなどの理論が「軍事力」や「経済的利益」などの物質的(material)な要因に政治の動因を求めていたのに対して、「規範」や「アイディア」といった認知的な要因にその動因を求めることに、その理論的な特徴がある。構成主義における「規範」とは「ある特定のアイデンティティをもつアクターにとっての適切な行動の基準」とされており、アクターが特定の「規範」を「受容(内面化)」すると、「規範」に従うことの得失を計算するのではなく、そうであることを当然視し、行動するようになる¹。構成主義にとって戦後日本の安全保障政策は「クリティカル・ケース」²とする先行研究も存在するが、果たして「規範」は戦後日本の安全保障政策の全てを規定してきたといえるのか、本論文においては戦後日本の安全保障政策の一端を担ってきた「武器輸出管理政策」を題材に改めて検証をおこなうこととする。

第二次世界大戦後、日本は海外への「輸出」³を経済産業省(2001年以前は、通商産業省)が「外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)」(1949年)と同法に基づく政令である「輸出貿易管理令」(1949年)⁴によって管理してきた。一般的に貨物の輸出には、経済産業

¹ 猪口、田中、恒川、薬師寺、山内編 2005：241

² 柴田 2011：21

³ 本論文における「輸出」とは外国為替及び外国貿易管理法(1949年)に規定されている「日本から国外に送り出すこと」を差す。このため、いったん海外の持ち出して持ち帰るものや、修理目的、サンプル品など用途や形態に関わりなく国外から持ち出す行為全てを「輸出」とする。

⁴ 外国為替及び外国貿易管理法(1949年、抜粋)

第1条(法律の目的)

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又

大臣(2001年以前は通商産業大臣)の許可(1987年以前の用語では「承認」)が必要とされており、「武器」の輸出についても同様の措置がとられている。また、武器技術についても1980年以降、外為法と外国為替令によって輸出には許可(承認)が必要となっている。このような戦後日本の武器輸出管理政策のもと、現在もっとも注目をされている政策が「武器輸出三原則」(1967年)と「武器輸出に関する政府の統一見解」(1976年)⁵であろう。

「武器輸出三原則」とは、佐藤榮作内閣総理大臣(当時・自由民主党)の国会答弁によって示された①共産圏諸国、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国については、武器の輸出を認めないとする日本政府の武器輸出に関する政策指針である。武器輸出三原則は、後に三木武夫内閣総理大臣(当時・自由民主党)によって1976年2月に表明された①三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。②三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。③武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする、とした「武器輸出に関する政府の統一見解」(1976年)とともに、今日まで日本の武器輸出管理政策の中心を担う指針であった。武器輸出三原則については、同時期に佐藤総理大臣によって示された「核兵器を持たず・作らず・持ち込ませず」とする非核三原則(1967年)と混同し、武器輸出を全面的に禁止する政策指針であるとの誤った理解が広がっているが、武器輸出自体はまた、国会の場においては、与野党を問わず「国是」⁶と評価する国会議員も

は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

⁵ 厳密には「武器輸出三原則」(1967年)と「武器輸出に関する政府の統一見解」(1976年)をあわせて「武器輸出三原則等」と呼称するが、本論文においては論旨を明確にするため、それぞれ「武器輸出三原則」、「武器輸出に関する政府の統一見解」と個々を独立させて表記することとする。

⁶ 吉川春子参議院議員(当時、日本共産党)は参議院憲法調査会(2004年12月1日)で「戦争放棄の9条からも武器輸出を全面的に禁止するのが当然で、国是ともなってきました」と述べている。また防衛庁長官経験者で国防族議員としても知られる山崎拓衆議院議員(当時・自由民主党)も衆議院予算委員会(1996年1月30日)において「我が国は非核三原則や武器の不輸出の国是を持っている国でございます」と答弁するなど、保守系・革新系を問わず「国是」とする国会議員が存在する。

いる一方で、「武器輸出三原則」が「武器」⁷輸出にかかる外為法と輸出貿易管理令の運用に関するたんなる「運用基準」であったことはあまり知られていない。

現在、「武器輸出三原則」および「武器輸出に関する政府の統一見解」をめぐっては、野田佳彦内閣総理大臣（当時・民主党）のもとで「『防衛装備品等の海外移転に関する基準』についての内閣官房長官談話」（2011年12月）が出され、従来個別に実施してきた「武器輸出三原則」と「武器輸出に関する政府の統一見解」の例外化措置を「平和貢献・国際協力に伴う案件」と「我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件」については、「包括的に例外化」することとなった⁸。この「例外化」に伴って、トルコとの戦車用エンジンの共同開発⁹や国際共同開発機であるF35戦闘機の生産分担¹⁰など、武器の生産・開発にかかる国際プロジェクトが報道されるなど武器輸出に関する抑制的な姿勢を転換しつつある。しかし、防衛行政を司る防衛庁内においても、武器輸出についての議論すらタブー視するような状況が長らくあり、防衛長官経験者や防衛事務次官経験者の発言からは、武器を輸出すべきでない、武器輸出はタブーであるとする「武器輸出禁止規範(以下、規範)」の存在が自民党国防族の姿勢や防衛行政にまで影響するほど、広がりを見せていたことを現しており、このことは戦後日本の武器輸出管理政策の形成に影響を与えていたことを如実に表している。

だが、仮に「武器輸出禁止規範」が政策形成に影響を与え続けていたのであれば、現時点においても日本の武器輸出管理政策は転換をされていないと考えられる。しかし、中曽根康弘内閣総理大臣（当時・自由民主党）のもとで出された「対米武器技術供与に関する政府統一見解」（1983年）以降、「国際平和協力業務等を実施する際の装備品の輸出」（1991年）、「国際緊急援助隊への自衛隊参加に伴う武器の輸出」（1991年）、「日

⁷ 「武器」の定義については、武器輸出三原則と自衛隊法では定義が異なっているが、本論文における武器の定義については、特に断りの無い限り武器輸出三原則上の武器の定義を指すこととする。武器輸出三原則における武器とは「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第1の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

⁸ 「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話
首相官邸 Web ページ<<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/20111227DANWA.pdf>>
(2013年11月26日最終アクセス)

⁹ 『日本経済新聞』2013年11月11日

¹⁰ 『日本経済新聞』2013年11月16日

米物品役務相互提供協定下で行われる物品・役務の相互提供」(1996年、1998年、2004年)など、繰り返し「例外化措置」を通じた「緩和」がなされている。つまり、このことは「武器輸出禁止規範」が戦後日本の武器輸出管理政策に与える影響の「限界」を示している。もちろん、すべての政策現象を説明しうる分析視角などは存在せず、個々の理論には当然「限界」というものが存在している。ゆえに「規範」が何をいったいどこまで説明できるかについて、事例研究を通じて明らかにすることの学術的意義は大きい。

そこで、本論文においては戦後日本の武器輸出管理政策が形成された敗戦期(1945年)から中曽根内閣によって「対米武器技術供与に関する政府統一見解」が出された1983年までの期間における「日本の武器輸出管理政策」の事例から「武器輸出禁止規範」の「形成」と「限界」と検証していくこととする。

政策形成時における「規範」の影響については、とくに「構成主義」¹¹によって研究上の蓄積がなされている¹²。国際政治学における構成主義が生まれた背景には、ネオリアリズムが東西冷戦の終結を予測するという「決定的なテスト」で失敗をしたことを受けて、国際構造の変化、現象の社会的文脈や歴史性といった要素に目を向けるようになったことが存在する¹³。従来の理論では行為者が「利益(interest)」の最大化を目指して「合理的(rational)」に行動するという「結果の論理(logic of consequence)」によって定まる¹⁴。これに対して構成主義は、状況の認知やアイデンティティがアクターの「利益(=目的)」やアクターが遵守すべき「価値(=行為)」をも規定し、ある特定の状況

¹¹ 本論文における「構成主義」とは、特に断りの無い限り国際政治学上の「構成主義」を指すこととする。

¹² 戦後日本の安全保障政策については、海外派遣や敵基地攻撃能力の保有に慎重な姿勢をとっているなどの特徴をふまえ「平和主義」や「反軍主義」が政策形成に影響したとする先行研究が数多く存在する。代表的なものとして、とりわけバーガーとカツェンスタインの研究が知られている。

Berger, Thomas U. 1998. *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan*. Baltimore: Johns Hopkins Press. / Izumikawa, Yasuhiro. 2010. "Explaining Japanese Antimilitarism: Normative and Realist Constraints on Japan's Security Policy." *International Security* 35 (2): 123-160. / Katzenstein, Peter J. 1996. *Cultural Norms and Military in Post War Japan: Police and Military in Postwar Japan*. Ithaca: Cornell University Press. (P.J.カツェンスタイン著、有賀誠訳(2007)『文化と国防』日本経済評論社) / Katzenstein, Peter J. 2008. *Rethinking Japanese Security: Internal and external dimensions*. New York: Routledge.

¹³ 大矢根 2005: 124-125

¹⁴ March & Olsen 1989: 160-162

下において、その行為が適切か否かを判断するという「適切性の論理（logic of appropriateness）」によって定まるとされている¹⁵。このような特徴を持つ構成主義について、パーソンズは「世紀に変わり目までに構成主義は政治学の中でかつてないほど定着してきた」と評価するように、近年においては広く政治学全体にまで影響を及ぼし、その分析射程は広がりを見せている¹⁶。中でも、構成主義が従来理論の限界を超える説明力を持ちうることを主張する「クリティカル・ケース」として挙げられるのが、戦後日本の安全保障政策である¹⁷。戦後日本の安全保障政策については、先行研究において経済力と軍事力のアンバランスが指摘されており、とくに近代史において「富」と「力」が密接に関係し、大国の地位にある国家はその双方を追及するという広く受け入れられた見解から逸脱するものとしてとらえられている¹⁸。また、構成主義者であるバーガーは、第二次世界大戦後の日独の安全保障政策を比較した研究において、「国際社会で生起する軍事・安全保障問題に関与することに極めて慎重である点において、日本とドイツは先進工業国の中で際立っている」と述べ、これらの特徴を説明するうえで構成主義は有効な理論枠組みであると考えられている¹⁹。

しかし、柴田は構成主義について、規範や文化などの観念的要因を用いて戦後日本の安全保障政策の展開を説明しようとする点については「重要な成功を収めている」と評価しているものの、「独立変数の選択に起因して変化の説明に問題を抱えている」とし、政策が変更された際に説明力が欠けるとの問題点を指摘している²⁰。また、宮下は「平和主義の規範は、戦後日本の安全保障政策を導いた必要条件かもしれないが、十分条件ではない。反戦平和志向の下、日本の安全保障政策は時代により、また時の政権により変化した。」と述べ、規範の形成の背景に「利益」などの物質的（material）な要因の影響を考慮する必要性を指摘している²¹。さらに、秋吉も「アイデアが比較的緩やかな概念であることから、説明しづらいものを『最後はアイデアによる説明に逃げる』と

¹⁵ 同上

¹⁶ Parsons 2010 : 83

¹⁷ 柴田 2011 : 21

¹⁸ 宮下 2011 : 23

¹⁹ Berger1998 : 1

²⁰ 柴田 2011 : 22-23

²¹ 宮下 2011 : 27

ということになってしまう」として、構成主義を使った分析の限界点を指摘している²²。このように、先行研究における構成主義への批判の中心は、構成主義がもつ「分析射程」にかんするものであり、政策形成の「動因」として「規範」や「アイディア」の存在に注目することに対する批判ではない。このことは、国際政治学の古典である『危機の二十年』において「国際社会とそれに付随する国家の道義的義務が存在するとすれば、それは人々があたかも国際社会や道徳義務が存在するかのように語り、行動するからである」²³と指摘してされていたことから、「規範」や「アイディア」といった視座は古くから注目をされていることも明らかである。

カッツェンスタインは、戦後日本の安全保障政策について「総合安全保障」²⁴の概念のもとで安全保障を広く定義することに留意したうえで、「軍事的安全保障」の領域と比べて「経済的安全保障」²⁵の領域のほうが政策の柔軟性が高いと指摘し、さらに軍事的安全保障の領域においても個々の政策分野ごとに政策の硬直性に違いがあると述べている²⁶。この現象を説明する際に、カッツェンスタインは、ある特定の「規範」が広く受け入れられたものとなっている場合、その「規範」が関わる政策分野での対立が緩やかなものとなるが、ある特定の「規範」が広く受け入れられておらず「規範」に関する対立が存在する場合には政策は硬直的になるとしている²⁷。ゆえに経済の輸入依存体質とその脆弱性は広く認識されており、その脆弱性を縮小するという規範が争いなく受け入れられた結果、経済・通商政策には柔軟性が存在したとしている²⁸。他方で、軍事的安全保障については第二次世界大戦の経験と60年安保体制成立の経緯などから、「平和国家」としての自己イメージと「普通の国」としての自己イメージが対立し「規範」

²² 秋吉 2007 : 14

²³ カー1996 : 162

²⁴ 軍事的側面だけでなく非軍事的側面までを含めて、国家の安全保障を総合的に捉えようとする考え方。1979年4月に大平正芳総理大臣によって委嘱された、猪木正道(当時・平和・安全保障研究所理事長)、高坂正堯(当時・京都大学教授)らからなる総合安全保障研究グループの報告書(1980年7月)がよく知られている。

²⁵ 安全保障の構成要素である目的、脅威、手段のいずれかに経済的な要素が入れば一般的に経済安全保障と呼ばれる。軍事的な脅威に対して経済制裁で対抗するのは典型的な例である。

²⁶ Katzenstein1996 : 121

²⁷ 同上

²⁸ 柴田 2011 : 21、Katzenstein1996 : 121

についての合意が得られず、政策自体も硬直性を持つものになったと述べている²⁹。そのうえで、軍事的安全保障においても経済に関係が深い自衛権の地理的範囲の拡大や軍事技術の移転などは、経済との関係性が強いため、政策的柔軟性が比較的高く、非核三原則や防衛予算、自衛隊の海外派遣については政策的柔軟性が低いとしている³⁰。つまり、カツェンスタインは戦後日本の安全保障政策を「規範」に対する合意が得やすい経済的安全保障政策と、「規範」に対する合意が得にくい軍事的安全保障に二分化し、政策変化への柔軟性という点から戦後日本の安全保障政策の形成過程を説明しているのである。

しかし、戦後日本における経済的安全保障政策は、共産圏への輸出統制やココムなど米国の軍事的安全保障の延長線上で形成されている。ゆえに経済的安全保障政策にかかる「規範」形成の段階で「軍事的安全保障」や「軍事的な利益」の影響を色濃く受けているため、必ずしもこれらを二分するという分析方法が戦後日本の安全保障政策の形成過程を説明するうえで、適切な方法であるとは評価できない。また「暴力は割に合わないという信念」や「平和的貿易国家としての自己イメージ」が戦後日本の安全保障政策形成に与え、「安全保障は平和的手段により達成されるべきであるとする考えを形成してきた」と指摘しているが、そもそも共産圏への輸出統制やココム加入など、経済的な手段を通じて軍事的安全保障の一翼を担ってきたという経緯を踏まえれば、適切な分析をおこなっていたとはいえない³¹。

事例検証においては、まず戦後日本の武器管理政策、特に「武器輸出三原則」が同じココム加入および第二次中東戦争期における一連の政策形成過程において形成されてきたことを明らかにした。ココムは、それ自体が法的拘束力を持つのではなく、ココムにおいて定められた輸出規制を各国の国内法において実施するため、日本においては外為法と輸出貿易管理令がその根拠法令となっている。つまり、外為法と輸出貿易管理令の運用基準である「武器輸出三原則」とはその性格自体が重なっているといえる。「武器輸出三原則」の中で（1）共産圏諸国向けの武器輸出禁止については、当然のことながら「ココム」加入をつうじて規制をされている。また（2）国連決議により武器等の

²⁹ 柴田 2011：21、Katzenstein1996：18、30

³⁰ 柴田 2011：21-22

³¹ Katzenstein1996：18

輸出が禁止されている国向けの武器輸出の禁止については、ココム加入時の通産省の貿易輸出の方針として「国連協力」を掲げていたことを踏襲しているといえる。しかし、ここで特徴的なのは、この講和独立直後の日本においては国連への協力＝共産圏への輸出統制への協力(ココムへの加入)という構図が形成されていたことである。つまり武器輸出三原則における「(1) 共産圏諸国向けの武器輸出禁止」及び「(2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの武器輸出の禁止」については、対共産圏への輸出統制という政策上同じ性格を持つものであったと評価できる。その一方で「(3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合の武器輸出禁止」については、確かにこの時期においては「朝鮮戦争」が勃発しており、その長期化防止の文脈から紛争当事国である共産圏向けの貿易の規制していた点を踏襲していたとの評価も可能であるが、それはあくまでも対共産圏向けという限定がされており、必ずしも全ての紛争当事国を想定していた形跡が無い。ゆえに、「武器輸出三原則」のうち「(1)共産圏諸国向けの武器輸出禁止」、「(2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの武器輸出の禁止」については、米国による対共産圏輸出統制の延長線上に位置する政策であると評価でき、これらは「日本国憲法の理念」や「平和主義」といった平和的な色合いをもつものではなく、米国の対共産圏への輸出統制政策の一環として形成された、「軍事的利益」や「経済的利益」の影響を色濃くもつものであったと言える。

他方で、朝鮮戦争によって期せずして再建された日本の防衛産業は、朝鮮戦争休戦による特需景気の終息をうけ、元来防衛産業が有している不安定さが一層際立つようになった。しかし、産業としての不安定さは財界や銀行界から問題視され、また監督官庁である通産省も外貨獲得の有力な手段として当初は認めていたが、予算措置などを通じた防衛産業政策を講じることはなかった。このような状況下において発生した、中東での軍事的な対立はイスラエルやシリアなどの国々から直接日本への武器買い付け団が送り込まれるほど深刻化していたものの、彼らによる武器の買い付けは生産設備の余剰を抱える防衛産業にとっては朗報といえた。しかし、鳩山総理大臣は輸出を通じて国際紛争に巻き込まれることを避けるため、武器輸出については慎重に取り扱う必要があると一貫して述べ続けた。また、重光外務大臣は、国際紛争は平和的にすべて話し合いをもって解決をして行くべきであるという主義を「国策」、「平和外交」と述べたうえで、

紛争地域への武器輸出を慎重に考えなければならないという姿勢を示した。そのうえで、自衛権を保持している以上は防衛産業の存在は必要であるとしながらも、自衛のための武器生産と武器輸出は別問題として切り分けて考える考えを述べたものの、民需貿易を武器輸出を通じて阻害することを避けたいという態度を示した。石橋通産大臣は、中近東方面が日本の重要な貿易市場であることを確認したうえで、わずかばかりの武器の輸出によって、中近東方面での一般の貿易市場を破壊するようなことは絶対にしたくないとの姿勢を示したが、具体的な防衛産業政策を採ることはなかったため、防衛産業は国内外の市場を求めてさらなる活動を進めることとなる。

このように、鳩山総理大臣、重光外務大臣、石橋通産大臣は紛争巻き込まれへの懸念という「軍事的利益」と、民生品の輸出を阻害する可能性という「経済的利益」のほか、国際紛争は平和的に解決をして行くべきである、とする「平和主義規範」の影響から武器輸出を抑制すべきとの立場をとった。そして、イスラエルやシリアなどの紛争当事国への武器輸出から、紛争の長期化や拡大を防止するという点は、武器輸出三原則における(3)国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合の武器輸出禁止が、この時点で形成されたといえる。そして、スエズ動乱による中東情勢の緊迫化は紛争巻き込まれ防止という「軍事的利益」の観点や、民需品輸出への影響といった「経済的利益」の観点から政府の武器輸出への抑制的な姿勢を決定づけることとなった。

それでも、1960年代に入ると台湾、インドなどから武器輸出への引き合いはあったものの、これらの国々は中国やパキスタンとの領土紛争をかかえており、紛争当事国あるいは紛争当事国となる可能性が高かったため、こちらも「軍事的利益」および「経済的利益」の観点から輸出許可が下りることは無かった。このため防衛産業は、再び内需拡大に動くこととなり、1967年を初年とする第三次防衛力整備計画の制定においては「自主防衛＝装備国産化」という形で自衛隊向けの装備品による内需を獲得するという希望は結実したが、結果的にこの動きが野党からの批判に晒されることとなり、佐藤総理大臣によって「武器輸出三原則」が表明されることとなった。他方で輸出に関しては、北爆開始後に前線基地のひとつとして位置づけられた在日米軍基地向けの武器納入が増加し、日米地位協定によって「輸出規制」の対象とはならなかったため、武器輸出に向けた防衛産業のロビー活動はオイルショック時まで抑制されることとなった。

そして、防衛産業は佐藤による武器輸出三原則の表明自体も「実質的には大した影響のない」ものであったと述べていることから、この時期においても「武器輸出禁止規範」は「形成」されておらず、「武器輸出管理政策」は「軍事的利益」と「経済的利益」から形成されていたことが確認できる。

1970年代に入ると、オイルショックの影響を受け、業界からは内需の冷え込みを受けて一転して武器輸出三原則の緩和に向けた要望がなされた。しかし、日中国交正常化交渉を控えた田中によって、武器輸出三原則が憲法に基づく平和主義の影響を受けているとの見解が示されて以降、従来の武器輸出問題は「軍事的利益」や「経済的利益」から説明されるものから、憲法の「平和主義」から導き出されるものへと形を変えることとなり、またその答弁内容から「武器輸出全面禁止」がうたわれることとなったのであった。三木は該当地域以外への武器輸出については、武器輸出三原則が禁止していないことを答弁を通じて改めて表明したが、この動きに対して野党は攻撃を強め、結果的に「武器輸出に関する政府の統一見解」と「武器輸出問題に関する決議」が出されることとなった。そしてこの時期において「武器輸出禁止規範」は「形成」され、その影響を受けて日本兵器工業会は定款の実施事業項目から「輸出振興に関すること」という文言を削除することとなるなど社会全般にも大きな影響を与えることとなった。

だが、1981年6月に米国から提起された対米武器技術供与問題は「武器輸出禁止規範」の「限界」を生じさせた。1970年代後半より、これまで非対称の関係であった日米同盟に変化が生じる。東西冷戦下において、米国は日本の防衛力を強化するために、主として戦闘機や対潜哨戒機、地对空誘導弾など最新鋭の防衛装備品をライセンス生産の形で生産することを認め、米国からの日本への軍事技術の移転を進めてきた。一般的に技術移転は受け入れ国側の技術力と経済力を向上させるため、将来的な経済的な競合関係を生じさせる可能性がある。また、米国は伝統的に武器輸出や技術移転を通じて、被援助国に対する影響力行使の手段の一つと考えていた。しかし、この時期になって米国防総省は武器調達の方針転換し、日本をはじめとする同盟国からの軍事技術の移転を求めるようになったのであった。そして、軍事技術の移転に際して障害となる日本の武器輸出三原則は、米国側からの直接的な批判に晒されることとなり、中曽根康弘政権は「武器輸出禁止規範」に「限界」を生じさせることとなる。この時期、各国の技術レ

ベルが向上し、米国は NATO 諸国への技術移転協力の要請に加えて、当時最先端のエレクトロニクス技術を有する国となった日本に対しても関心を寄せるようになった。つまり、この時期において米国は日本の持つ汎用技術分野での技術力向上に安全保障上の意味合いを見いだしたのである「武器輸出禁止規範」に「限界」を示すこととなる。この対米武器技術供与問題は、中曽根内閣において一年半後に決着がつけられ「武器輸出三原則」、「武器輸出に関する政府統一方針」の適用から米国は除外された。既に見たように「武器輸出禁止規範」は 1970 年代から 1980 年年代初頭まで「武器輸出管理政策」の形成に影響を与えたが日米同盟の深化による「軍事的利益」によって「武器輸出禁止規範」は「影響」を受け、結果的に武器輸出三原則の例外化が為されることとなった。

これらの事例検証を通じて明らかになったことは、戦後の日本においては当初から「武器輸出禁止規範」というものが存在したのではなく、それ以前の武器輸出管理政策形成における抑制的な姿勢は「平和主義」などの平和的な観点からではなく「軍事的利益」や「経済的利益」から形成されたものであった。そして「武器輸出禁止規範」は、ある 1970 年代から 1980 年年代初頭のごく限られた時期においては政策形成に大きな影響を与えただけでなく、民間企業や経済団体の経済活動にまで影響を及ぼしたが、日米同盟の深化のもとで「規範の限界」を示した。戦後日本の安全保障政策は構成主義におけるクリティカル・ケースであるとされているが、クリティカル・ケースである戦後日本の安全保障政策においても「軍事的利益」の前では「規範」には「限界」が存在し、その「限界」ゆえに構成主義がもつ「分析射程」も限定的であることを本研究での事例検証を通じて明らかにできた。

昨今、野田佳彦総理大臣のもとで「『防衛装備品等の海外移転に関する基準』」についての内閣官房長官談話(2011 年 12 月)が出されるなど、武器輸出をめぐる政策においてはその変容が著しい。国際共同開発機である F35 戦闘機の生産分担や、英軍との化学防護服の共同開発、トルコ軍との戦車用エンジンの共同開発などの商談がマスコミによって報道されるなど、武器輸出や防衛生産に関する日本の姿勢が変わりつつある。しかし、既に多くの大手メーカーが防衛省向けの兵器・装備品生産から撤退を始めているという新たな問題も存在し、日本の安全保障は「技術」面や「産業」面から転換期におかれているということが、指摘できるであろう。

安全保障戦略を立案するうえにおいて、兵器や装備品の国内生産というものは個々の国家や軍隊が有する古くからの課題である。現代においても、輸入に比べて割高な国内生産や国内組み立てを「国家の優位性」や「技術的な独立性を確保」するための手段であるとして、容認をする意見も存在するが、いずれの方法が日本の安全保障政策を考えるうえで、より適した手段であるかについての答えは、未だに見出されていない。軍事戦略と技術・産業は不可分な関係にあり、軍事戦略上の技術に対する要求と期待は、ますます増大化している。しかし、膨大な開発費を必要とし、極めて高度な技術体系の産物である現代の武器においては、かつてのように技術と産業が一体(技術革新と国産化)ではなく、技術(国際共同開発)と産業(国内防衛産業)に分離し、特に産業面で課題となっているのは国内防衛産業の維持という問題である。

戦後日本における武器輸出問題は防衛産業の維持にかかる問題でもあった。本研究では、武器輸出管理の対極にある防衛産業の維持、あるいは防衛産業といった課題に対して、明確な答えを導くことができなかつた。ゆえに、今後の研究上の課題として、防衛産業にかかる問題を本論文で得た知見を生かしながら紐解いていきたいと考える。

参考・引用文献一覧

《外国語一次史料》

Address of the President to Congress, Recommending Assistance to Greece and Turkey, March 12, 19 (ハリーマン大統領図書館所蔵)

ハリーマン大統領図書館 Web ページ

<http://www.trumanlibrary.org/whistlestop/study_collections/doctrine/large/>

(2013年12月4日最終アクセス)

A/RES/498(V) Intervention of the Central People's Government of the People's Republic of China in Korea

国際連合 Web ページ<http://www.un.org/depts/dhl/resguide/r5_en.shtml>

(2013年12月7日最終アクセス)

A/RES/500(V) Additional measures to be employed to meet the aggression in Korea

国際連合 Web ページ<http://www.un.org/depts/dhl/resguide/r5_en.shtml>

(2013年12月7日最終アクセス)

Mutual defense assistance control act of 1951: report to Congress. (ミシガン州立大学所蔵)

Hathitrust Web ページ<<http://catalog.hathitrust.org/Record/001719424>> (2013年12月7日最終アクセス)

Report on Japanese reparations to the President of the United States, November 1945 to April 1946 / by Edwin W. Pauley, Ambassador of the United States and personal representative of the President on reparations. (ミネソタ州立大学所蔵)

Hathitrust Web ページ<<http://catalog.hathitrust.org/Record/007426500>> (2013年12月7日最終アクセス)

Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan (JCS1380/15)

国立国会図書館 Web ページ <<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/01/036shoshi.html>> (2013年12月4日最終アクセス)

Summary of United States Initial Post-Defeat Policy relating to Japan (Informal and without Commitment by the Department of State)

国立国会図書館 Web ページ <<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/01/022shoshi.html>> (2013年12月4日最終アクセス)

SWNCC150-2, 12 August 1945. United States Initial Post-Defeat Policy Relating to Japan

国立国会図書館 Web ページ <

<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/01/014/014tx.html#t002>>

(2013年12月4日最終アクセス)

《日本語文献》

青井末帆(2005)「武器輸出三原則を考える」『信州大学法学論集』5号、1-64頁

秋吉貴雄(2007)『公共政策の変容と政策科学 日米航空輸送産業における2つの規制改

革』有斐閣

『朝日ジャーナル』1970年4月12日

五百旗頭真編著(1999)『戦後日本外交史』有斐閣

石田淳(2000)「コンストラクティビズムの存在論とその分析射程」日本国際政治学会編『国際政治』第124号、日本国際政治学会、11-26頁

稲澤宏行(2012a)「平和主義規範の拡大による武器輸出三原則の規範化」宮脇昇、玉井雅隆編著『コンプライアンス論から規範競合論へ—ウソの社会的発生から消滅まで—』晃洋書房、137-156頁

稲澤宏行(2012b)「軍事戦略の形成と軍産関係—戦間期の日本海軍における航空戦力と技術力向上の視点から—」『政策科学』立命館大学政策科学会、19巻(4号)、211-224頁

田中明彦・恒川恵市・薬師寺泰蔵・山内昌之編著(2005)『国際政治事典』弘文堂、
『エコノミスト』1954年3月20号

大庭三枝(2000)「国際関係論におけるアイデンティティ」日本国際政治学会編『国際政治』第124号、日本国際政治学会、137-162頁

大蔵省財政史史料室編(1982)『昭和財政史—終戦から講和まで』第20巻、東洋経済新報社

大嶽秀夫(1990)『政策過程』東京大学出版会

大嶽秀夫編(1991)『戦後防衛問題資料集 第一巻』三一書房

大矢根聡(2005)「コンストラクティビズムの視座と分析—規範の衝突・調整の実証的分析へ—」日本国際政治学会編『国際政治』第143号、日本国際政治学会、124-140頁

カー(1996)『危機の二十年—理想と現実』岩波書店

久保田ゆかり(2010)「日本の防衛調達制度疲労と日米関係—日米防衛産業の比較制度分析—」『国際安全保障』第38巻第2号、国際安全保障学会

栗栖薫子(2005)「人間安全保障「規範」の形成とグローバル・ガバナンス—規範複合化の視点から—」『国際安全保障』第143号、日本政治学会 76-91頁

近藤完一他編著(1978)『戦後産業史への証言(三)』毎日新聞社

櫻川明巧(1995)「日本の武器禁輸政策—武器輸出三原則—」日本国際政治学会編『国

- 際政治』第 108 号、日本国際政治学会、84-100 頁
- 佐々田博教 (2011) 『制度発展と政策アイデア：満州国・戦時期日本・戦後日本にみる開発型国家システムの転開』木鐸社
- 佐道明広(2003) 『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館
- 佐薙毅(1989) 「防衛装備品国産化への御貢献」『保科善四郎白寿記念誌 至誠動天』保科善四郎先生の白寿を祝う会
- 『ジュリスト』1952 年 10 月 1 日号
- 柴田晃芳 (2011) 『戦後日本の防衛政策—日米同盟深化の起源』北海道大学出版会
- 鈴木茂 (1962) 「日本の防衛産業」『防衛論集』防衛研修所
- 末内啓子 (1992) 「リアリズムとネオリアリズムの国家中心モデル—理論と規範の関係の一考察—」日本国際政治学会編『国際政治』第 101 号、日本国際政治学会、90-105 頁
- 田中則夫、薬師寺公夫、坂本茂樹共編著 (2012) 『ベーシック条約集 2012』東信堂
- 高瀬弘文 (2002) 「日本のココム加入と対中貿易：外務省と通産省の政策対立を中心に」『一橋論叢』第 127 巻 (1)、一橋大学、57-76 頁
- 竹内俊隆編著(2011) 『日米同盟論—歴史・機能・周辺諸国の視点』ミネルヴァ書房
- 千賀鉄也編(1964) 『防衛生産委員会十年史』経済団体連合会防衛生産委員会
- 通産省官房総務課編(1956) 「座談会 防衛産業—今日と明日—」『通商産業研究』1956 年 5 月号
- 堂場肇(1963) 『日本の軍事力—自衛隊の内幕』読売新聞社
- 富田圭一郎(2011) 「武器輸出三原則—その現況と見直し論議—」『調査と情報』第 726 号、国立国会図書館
- 日本兵器工業会(1983) 『日本兵器工業会三十年史』日本兵器工業会
- 藤重博美 (2008) 「冷戦後における自衛隊の役割とその変容—規範の相克と止揚、そして「積極主義」への転回—」日本国際政治学会編『国際政治』第 154 号、日本国際政治学会、95-114 頁
- 防衛年鑑刊行会(1961) 『防衛年鑑 1961 年度版』防衛年鑑刊行会
- 堀越禎三編纂(1963) 『経済団体連合会十年史 下』経済団体連合会
- 三浦聡 (2005) 「複合規範の分散革新—オープンソースとしての企業の社会的責任 (CSR) —」日本国際政治学会編『国際政治』第 143 号、日本国際政治学会、92-105 頁

宮下明聡 (2011) 「コンストラクティビズムと戦後日本の平和主義」東京国際大学大学院国際関係学研究所紀要編集委員会編『国際関係学研究』第 24 号、東京国際大学、23-39 頁

宮脇昇・近藤敦・玉井雅隆・後藤玲子・清水直樹・藤井禎介・西村めぐみ「国際・国内社会における規範の競合と破約的行動の発生—〈as if game〉モデルを手がかりに—」『政策科学』第 17 卷 1 号、立命館大学政策科学会、117-138 頁

森本正崇(2011)『武器輸出三原則』信山社

山田高敬 (2004) 「複合的なガバナンス」とグローバルな公共秩序の変容—進化論的コンストラクティビズムの視点から—」日本国際政治学会編『国際政治』第 137 号、国際政治学会、45-65 頁

山田高敬・大矢根聡編著 (2011)『グローバル社会の国際関係論 新版』有斐閣

山本武彦 (1998) 「戦後経済冷戦の深化と日本外交—経済『封じ込め』網の形成力学をめぐって」河原宏・河原宏教授古稀記念論文集刊行会編『日本思想の地平と水脈』ぺりかん社

渡辺治 (1987)『日本国憲法「改正」史』日本評論社

渡辺治 (2003)『憲法「改正」の争点 資料で読む改憲論の歴史』旬報社

読売新聞社大阪社会部 (1982)『武器輸出』新潮社

読売新聞社戦後史班編(1981)『「再軍備」の軌跡』読売新聞社

《外国語文献》

Alexander, Wendt 1995. “Constructing international politics” *International Security* 20 (1) : 71-81. Baltimore: Johns Hopkins Press.

Berger, Thomas U.1998.*Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan*. Baltimore: Johns Hopkins Press.

Green, Michael J.1995. *Arming Japan: Defense Production, Alliance Politics, and the Postwar Search for Autonomy*. New York: Columbia University Press.

Izumikawa, Yasuhiro. 2010. “Explaining Japanese Antimilitarism: Normative and Realist Constrains on Japan’s Security policy.” *International Security* 35 (2) : 123-160. Baltimore:

Johns Hopkins Press.

Johnson, C. (1982) *MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975*, Stanford University Press. (矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』TBS ブリタニカ, 1982年)

Katzenstein, Peter J. 1996. *Cultural Norms and Military in Post War Japan: Police and Military in Postwar Japan*. Ithaca: Cornell University Press. (P.J.カッツェンスタイン著、有賀誠訳 (2007)『文化と国防』日本経済評論社。)

—————. 2008. *Rethinking Japanese Security: Internal and external dimensions*. New York: Rutledge.

Martha Fennimore and Kathryn Sikkink 1998. *International Norm Dynamics and Political Change*. ”*International Organization* 52 (4) : 887–917.

Parsons, Craig (2009) “Constructivism and Interpretive Theory,” in David Marsh and Gerry Stokes, eds. *Theories and Methods of Political Science*, 3rd ed. New York: Palgrave Macmillan

《新聞》

『朝日新聞』 1966年3月29日

『朝日新聞』 1966年4月14日

『朝日新聞』 1981年12月16日

『日本経済新聞』 1981年11月11日

『日本経済新聞』 2013年11月11日

『日本経済新聞』 2013年11月16日

『毎日新聞』 1951年12月1日

『毎日新聞』 1981年7月3日

『毎日新聞』 1982年12月6日

『読売新聞』 1956年2月16日

『読売新聞』 1956年4月21日

『読売新聞』 1955年10月29日

『読売新聞』 1955年10月30日

『読売新聞』1982年9月16日

『読売新聞』1982年12月31日

《国会議事録》

国会会議録検索システム

第13回国会「衆議院通商産業委員会会議録」第42号

第13回国会「衆議院通商産業委員会会議録」第44号

第15回国会「衆議院通商産業委員会会議録」第9号

第18回国会「参議院通商産業委員会会議録」第21号

第24回国会「参議院外務委員会会議録」第9号

第49回国会「衆議院科学技術振興対策特別委員会会議録」第3号

第55回国会「衆議院予算委員会会議録」第5号

第55回国会「参議院予算委員会議事録」第10号

第55回国会「衆議院内閣委員会会議録」第28号

第63回国会「衆議院予算委員会会議録」第4号

第63回国会「衆議院予算委員会会議録」第4号

第65回国会「衆議院本会議録」第7号

第68回国会「衆議院予算委員会第四分科会議録」

第71回国会「参議院予算委員会会議録」第16号

第74回国会「衆議院予算委員会議録」第2号

第77回国会「衆議院予算委員会議録」第18号

第94回国会「衆議院予算委員会議録」第13号

第95回国会「参議院外務委員会議録」第3号

第95回国会「衆議院外務委員会議録」第2号

第157国会「参議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会会議録」第4号

《参考・引用 Web ページ》

参議院 Web ページ <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/061/syuh/s061002.htm>>(2013年12月7日最終アクセス)

「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話」

首相官邸 Web ページ<<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/20111227DANWA.pdf>>

(2013 年 11 月 26 日最終アクセス)

「海原治(元内閣国防会議事務局長)オーラルヒストリー」

政策研究大学院大学 Web ページ<<http://www3.grips.ac.jp/~oralreport/view?item=100024>>

(2013 年 11 月 26 日最終アクセス)

「夏目晴雄(元防衛事務次官)オーラルヒストリー」

政策研究大学院大学 Web ページ<<http://www3.grips.ac.jp/~oralreport/view?item=100054>>

(2013 年 11 月 26 日最終アクセス)

防衛省 Web ページ「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱について」

<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/taikou.html>

(2013 年 11 月 26 日最終アクセス)